平成２３年（フ）第１９４号
東京都板橋区高島平１丁目78―10―704、開始決定時の住所東京都品川区二葉４丁目４―19―601
破産者　岡田　東秋
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６５号
東京都台東区三筋１丁目４番５号
破産者　株式会社スリーロード
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８０４号
東京都北区志茂３丁目19―２
破産者　澤村　泰寛
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２３３４号
福岡市博多区光丘町１丁目２番22―209号、前住所熊本県玉名郡長洲町大字長洲2722番地２
破産者　渡辺紳一郎
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７７０号
福岡県糟屋郡志免町別府北２丁目３番２―104号、旧住所福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原102番地８
破産者　稲永　謙介
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７７２号
福岡市南区曰佐５丁目８番23号
破産者　朱雀　光則
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６６２号
仙台市太白区中田７丁目６番22―６号
破産者　本宮　久子
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７０号
宮城県石巻市南中里１丁目３番６号、前住所宮城県石巻市中里七丁目９番20号　サンライズ中里101号
破産者　千葉　　良
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
宮城県石巻市不動町１丁目８番24号、前住所東京都府中市緑町３丁目３番地の１ヴェールメゾン府中501
破産者　阿部　　明
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
秋田県山本郡三種町鵜川字東本田26番地３
破産者　寺沢　敬子
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第５号
秋田県能代市出戸本町１番５号　コーポ佐藤206号
破産者　佐藤　智哉
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第３３号
秋田県能代市真壁地字トトメキ沢404番地
破産者　工藤　貴満
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第３５号
秋田県能代市字豊祥岱１番地12
破産者　大越与志孝
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第６９５号
埼玉県越谷市東越谷３丁目５番地３ビラ越谷101、破産手続開始時の住所埼玉県越谷市東越谷３－５－３ヴィラ越谷101号室
破産者　石川　幸男
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
埼玉県越谷市千間台西５丁目20番地４ドミールＫＵＭＩ　Ｉ―101号
破産者　加藤　明彦
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７３７号
新潟市中央区親松83番地12、前住所千葉県船橋市海神１丁目12番11号　レオパレスＳＮＯＷ205号
破産者　松原　秀輔
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５号
石川県加賀市大聖寺三ツ町ワの41番地の３
破産者　八日市谷利明
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第５５号
山梨県北杜市小淵沢町松向1244番地　コンフォート小淵沢Ｃ―101
破産者　藤谷　誠爾
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
岐阜県加茂郡東白川村越原843番地１
破産者　中村　宣人
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部